

平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社サンマルクホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 片 山 直 之
(コード番号 3395 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役管理本部長 江 口 嘉 行
T E L (086) 246 0309

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 28 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 現状の経営に即した適性員数及び今後の事業展開等を勘案し、取締役の員数枠を現在の 15 名以内から 12 名以内に変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)及び関係政省令が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、今後の会社運営をより効率的で機動的な経営を行っていくことを目的として、次の変更を行うものであります。
 - 単元未満株式の権利を制限する旨の規定
 - 株主総会参考書類等をインターネット開示することで、みなし提供を可能とする旨の規定
 - 取締役会の決議について書面等による決議を可能とする旨の規定
- (3) 「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)が施行されたことに伴い、定款に定めがあるとみなされる次の変更を行うものであります。
 - 取締役会等機関を設置する旨の規定
 - 株式に係る株券を発行する旨の規定
 - 株主名簿管理人を置く旨の規定
- (4) 平成 18 年 1 月 1 日の株式交換により当社の資本金が 5 億円以上となり大会社になったことに伴い、監査役会及び会計監査人を置くことが必要となったことから、監査役会等に関する規定を新設するものであります。
- (5) その他、「会社法」に合わせた表現、引用条文の変更及び条文の削除を行うとともに、文言の整合性を図るため、構成を整理するほか、条文の新設、削除に伴う条数の変更等定款全般にわたり所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 28 日(水曜日)

< 別紙 > 定款変更の内容

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則 (新 設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(株式の総数) 第5条 当社が発行する株式の総数は、40,000,000株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる。</u></p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(1単元の株式数及び単元未満株券の不発行) 第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。 2. 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係わる株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第8条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p style="text-align: center;">(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。</p> <p>(自己の株式の取得) 第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(株券の発行) 第8条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行) 第9条 当社の単元株式数は、100株とする。 2. 当社は、<u>前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利) 第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p style="text-align: center;">(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2.前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2.名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3.当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する事務はこれを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株券の種類並びに株式の名義書換、単元未満株式の買取り及び買増しその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2.取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>2.商法第343条の定めによる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</p> <p>3.当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第13条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招集の時期)</p> <p>第14条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第15条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2.会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。	第 19 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	2. (現行どおり)
(議事録)	(削 除)
第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印する。	
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
(員 数)	(員 数)
第 17 条 当会社の取締役は <u>15</u> 名以内とする。	第 20 条 当会社の取締役は <u>12</u> 名以内とする。
(選任方法)	(選任方法)
第 18 条 取締役は、株主総会において選任する。	第 21 条 (現行どおり)
2. 取締役の選任決議は、 <u>総株主の議決権の 3分の 1</u> 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	2. 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の 3分の 1</u> 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	3. (現行どおり)
(任 期)	(任 期)
第 19 条 取締役の任期は、 <u>就任後 2 年以内の最終の決算期</u> に関する定時株主総会終結の時までとする。	第 22 条 取締役の任期は、 <u>選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u> に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する <u>べき</u> 時までとする。	2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する <u>時</u> 時までとする。
(代表取締役及び付取締役)	(代表取締役及び付取締役)
第 20 条 <u>代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u>	第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u>
2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	2. 取締役会は、 <u>その決議によって</u> 取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長)	(取締役会の招集権者及び議長)
第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。	第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	2. (現行どおり)
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第 22 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第 25 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。	2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
(取締役会の決議の方法)	(削 除)
第 23 条 <u>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数で行う。</u>	
(新 設)	(取締役会の決議の省略)
	第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(報 酬)</p> <p>第26条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第27条 当会社は、取締役会の決議により相談役及び顧問を置くことができる。</p>	<p>(相談役及び顧問)</p> <p>第29条 当会社は、取締役会の決議によって相談役及び顧問を置くことができる。</p>
<p>第 5 章 監査役</p> <p>(員 数)</p> <p>第28条 当会社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(選任方法)</p> <p>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>
<p>2. 当会社は、監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役を選任することができる。補欠監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>3. 監査役及び補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</p>	<p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>4. 補欠監査役選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>2. 補欠として選任された監査役の任期及び補欠監査役が監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p>	<p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規程)</p> <p>第35条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報 酬)</p> <p>第31条 監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第32条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第33条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(中間配当)</p> <p>第34条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 利益配当金及び中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(第15期営業年度)</p> <p>第32条の規定にかかわらず、平成17年7月1日から始まる第15期営業年度は、平成18年3月31日までの9ヶ月間とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p style="text-align: center;">2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>